

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて

上記の規約改正について、地方自治法第252条の6の規定により議決を求めるもの

1 全国自治宝くじ事務協議会の設置目的

地方財政の資金の調達を図るため、当せん金付証券（宝くじ）の発売に関する事務を共同して管理、執行することを目的として、地方自治法第252条の2の規定に基づき設置している。

2 現在の構成団体 全国都道府県および19指定都市

3 今回の規約改正

(1) 構成団体に「熊本市」を加える。

【改正の理由】

平成24年4月1日から指定都市に移行する「熊本市」から全国自治宝くじ事務協議会への加入申請がなされたことに伴う改正

【参考】 前回 平成22.4.1 相模原市 追加
前々回 平成21.4.1 岡山市 追加

(2) 現在9人としている委員の定数を、1人増員して10人に改める。

なお、この増員により選任された委員の任期は平成25年3月31日までとする（他の委員の任期と合わせるため）。

【改正の理由】

「熊本市」の加入により指定都市が20団体となることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会の委員を選出する地方のうち、指定都市地方を指定都市（東）地方および指定都市（西）地方に分割し、指定都市委員を1人増員することとするための改正

【参考 現行の委員を選出する地方】

東北北海道、関東、東海北陸、近畿、中国、四国、九州（以上都道府県委員）、指定都市、事務局（東京都）